

こども誰でも通園制度に関するお知らせ

=====

就労の有無にかかわらずお子さんを預けられます

=====

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）は、子どもの育ちを応援するための制度です。

月 10 時間まで、就労の有無を問わずお子さんを預けることができます。

利用を希望する施設に連絡をして面談の上、利用可能になります。

まずはお近くで実施している施設を確認してみてください。

☆同世代のお子さんと一緒に過ごすことは、家庭では得られない経験となります。

☆保育者の接し方などから、お子さんの発達の状況を客観的に見ることができます。

☆専門的な知識や技術を持つ保育者とつながることで、育児の不安感の解消につながります。

◆こども誰でも通園制度の概要（詳しくは HP をご確認ください）

-----

対象者の要件

- ・川崎在住で保育所などに通っていない次の年齢に該当するお子さん  
0 歳 6 か月から満 3 歳未満まで（利用日時点を基準とします。）

利用時間

- ・時間帯は園ごとに異なります。
- ・複数の施設を利用可能ですが、すべての施設を合計して月 10 時間が上限です。

利用料金

- ・一人 1 時間当たり 300 円程度（施設によって異なります。減免制度もあります。）
- ・給食やおやつ等を提供している施設は、別途実費負担があります。

実施施設

- ・50 施設あります。詳しくは HP 掲載の一覧をご覧ください。

その他利用の流れや注意事項は HP をご覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000175085.html>

令和7年度 川崎市



# だれ とも 誰でも通園制度 ～お知らせ～



子育ての不安や悩みについて相談したい方、育児から少し離れてリフレッシュしたい方、  
こどもにいつも違う体験をさせたい方は、ぜひご利用ください。

## Q. こども誰でも通園って？

- 理由を問わず利用できます。
- ふだん保育所などに通っていない  
0歳6か月～満3歳未満のこどもが対象です。
- 月10時間まで保育所などを利用できます。

## Q. どんなことができるの？

- 他のこどもたちと一緒に過ごすことで、成長や  
発達に良い影響がもたらされます。
- お子さんの発達や離乳食など、育児に関して  
保育士からアドバイスを受けることができます。

## 対象のこども

①～③のすべてに該当するこどもが利用できます。

- ① 川崎市内在住のこども
- ② 0歳6か月～満3歳未満のこども
- ③ 保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業・企業主導型保育事業所  
に在籍していないこと

## 利用可能時間

こども1人につき 月10時間 まで

※ 同時期に複数の施設に登録し、ご利用することができます。

※ 複数の施設を利用した場合は、各施設の利用時間の合計が月10時間までとなります。

## 利用料金

1時間 300円 程度

※ 施設により利用料金が異なります。給食やおやつ等がある場合は、実費負担が必要です。

※ 生活保護世帯や市民税非課税世帯等、世帯の状況により減免(1時間あたり300円を上限)があります。

## 利用開始までの手順

### 1. 事前面談

- 利用を希望する施設に直接申し込んでください。
- 各施設で、利用開始前の事前面談を行います。

### 2. 利用登録

- 実施施設に利用者として登録します。
- ※ 同時期に複数の施設に登録し、利用することができます。

### 3. 利用予約

- 利用登録した施設に直接申し込んでください。
- ※ 施設ごとに予約方法が異なります。

### 4. 利用開始

- 施設で利用料をお支払いください。
- ※ 施設ごとに支払方法が異なります。



## 【制度に関するお問合せ先】

こども未来局 保育・幼児教育部 保育第1課  
電話番号：044-200-2662

※ 区役所・市役所では利用者登録や利用予約は行っておりません。

制度の詳しい内容や実施施設については  
市ホームページをご確認ください。

川崎市 誰でも通園

検索



【発行】

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当